

事業に関すること

- Q1 費用対効果は検証されているのか。
- Q2 事業費は今後変動するのか。
- Q3 いつから工事を着工するのか。
- Q4 どこから工事を着工するのか。
- Q6 事業スケジュールは説明会資料のとおり進むのか。
- Q7 今回の事業認可区間約 1.2km で権利者はどのくらいいるのか。
- Q8 所有者不明など登記されていない土地は把握されているのか。
- Q9 どのような道路ができるのか。イメージを見たい。
- Q10 工事中は通行止めなどで出入りができなくなるのか。
- Q11 道路ができると、振動、騒音、大気汚染など環境に悪影響が出るのでは。

用地買収に関すること

- Q1 自治会単位で用地買収に関する説明会を開催することだが、各箇所で期間が空くのか。
- Q2 説明会の案内はどのように周知されるのか。
- Q3 用地交渉の個別協議が始まる時期は。
- Q4 個別協議について、平日では都合がつかないことが多い。配慮してくれるのか。
- Q 借家人との交渉は事業者で実施してくれるのか。
- Q5 用地交渉から売買契約成立まで、一般的に要する期間は。
- Q6 土地の売買契約後、立ち退きまでの期限は。
- Q7 立ち退き対象だが、引っ越し先のあっせんはあるのか。
- Q8 補償金が支払われる時期は。
- Q9 土地の補償額はどの程度か。
- Q10 物件の補償金とはどのようなものか。
- Q11 買収後残された土地が小さいなどで利用が難しい場合、残地も含めて買収してくれるのか。
- Q12 高齢者などで新しく賃貸契約を行うことが難しい場合は手助け等あるのか。
- Q13 用地買収が残り数件で、買収に応じない土地について、強制的に取り上げるのか。
- Q14 用地買収の対象でない住民にも道路ができるによる騒音や振動に対する金銭補償はないのか。
- Q15 固定資産税の再評価の時期は。
- Q16 今回の事業認可区間外であるⅡ期区間（府道枚方茨木線～東西通り）はいつから用地交渉が始まるとか。

その他

- Q1 事業や用地買収に関する相談窓口は。

事業に関すること

Q1 費用対効果は検証されているのか。

A1 事業認可を取得する前に、建設事業の費用対効果を審議する手続きを行っており、令和7年3月までに審議を完了しています。本路線が完成することによって、周辺地域における走行時間の短縮や走行にかかる経費の削減効果、事故リスクの低減などによる便益と本事業に要する費用を算定し、対比した結果を審議会で諮ったところ、効果的となる指標を上回るため、事業実施が妥当であると採決されています。

Q2 事業費は今後変動するのか。

A2 現時点の物価を見据えた想定ですので、今後の社会情勢により事業費が変更となる可能性があります。

Q3 いつから工事を着工するのか。

A3 用地取得の進捗によりますので、説明資料以上に詳細な時期は現時点でお示しできませんが、工事着手前に工事説明会を実施する予定です。

Q4 どこから工事を着工するのか。

A4 工事用進入路を確保するために、保健所のあたりから阪急の高架に向かって南進する手順を想定しています。そのためにはみなさまの土地を譲っていただく必要がありますが、個別事情もあると思いまので、事業の進み具合と状況を見て進めていく予定です。

Q6 事業スケジュールは説明会資料のとおり進むのか。

A6 用地取得において円滑にみなさまのご理解とご協力をいただけるよう努めてまいりますが、個別事情もあると思いますので、進捗状況によっては事業スケジュールが変更になる可能性があります。

Q7 今回の事業認可区間約1.2kmで権利者はどのくらいいるのか。

A7 今後、詳細な権利者の調査を実施しますが、土地の権利者については現時点で190から200件程度です。

Q8 所有者不明など登記されていない土地は把握されているのか。

A8 現在把握できていません。今後、法務局と相談しながら調査を進めてまいります。

Q9 どのような道路ができるのか。イメージを見たい。

A9 みなさまにイメージいただけるよう、立体的なイメージ図を作成予定です。図が完成しましたら、説明会の機会や個別の対応でお見せしたいと思います。

Q10 工事中は通行止めなどで出入りができなくなるのか。

A10 今後、工事の設計を実施しますので、なるべくご不便がないように工事計画を立てまいります。

Q11 道路ができると、振動、騒音、大気汚染など環境に悪影響が出るのでは。

A11 事業認可を取得する前に、将来道路ができることによってどのような影響があるのかという調査を振動・騒音・大気汚染の項目で実施しており、令和22年度の将来予測は、昼夜ともに環境基準が上回ることはない結果が出ています。

用地買収に関すること

Q1 自治会単位で用地買収に関する説明会を開催することだが、各箇所で期間が空くのか。

A1 できるだけタイムラグが生じないように進めてまいります。

Q2 説明会の案内はどのように周知されるのか。

A2 郵送やポスティング等により周知いたします。

Q3 用地交渉の個別協議が始まる時期は。

A3 令和8年度に自治会程度の単位で権利者への説明会を開催する予定ですので、説明会以降、順次対応させていただきます。

Q4 個別協議について、平日では都合がつかないことが多い。配慮してくれるのか。

A4 平日が難しい場合は、お休みの日などに調整させていただきます。

Q5 借家人との交渉は事業者で実施してくれるのか。

A5 通常は事業者で実施します。ただし、オーナーが自分で調整したいという場合もあると思いますので、個別で対応させていただきます。

Q5 用地交渉から売買契約成立まで、一般的に要する期間は。

A5 一般的には物件調査から補償金額の提示を経て売買契約が成立まで2-3年程度要します。

Q6 土地の売買契約後、立ち退きまでの期限は。

A6 一般的には1年程度ですが、個別事情がある場合はご相談ください。

Q7 立ち退き対象だが、引っ越し先のあっせんはあるのか。

A7 基本的にはご自身で探していただくことになりますが、実際に全く見つからないという場合は府営住宅のあっせんなどの支援を考えています。

Q8 補償金が支払われる時期は。

A8 一般的には売買契約締結時にお支払いする部分と、物件撤去後に支払う部分がありますが、すべてのケースで同じではないので、個別協議にご説明いたします。

Q9 土地の補償額はどの程度か。

A9 そのときの物価等を考慮するため、状況によって補償額が変わります。補償額の提示については、物件調査を経て、価格を算定した後、個別でご説明いたします。

Q10 物件の補償金とはどのようなものか。

A10 代表的なものは物件補償費、動産移転料などですが、多岐にわたります。個別で対象となる物件が異なりますので、物件調査をもって個別に内容を確認いたします。

Q11 買収後残された土地が小さいなどで利用が難しい場合、残地も含めて買収してくれるのか。

A11 用地買収は、買収線どおりの範囲です。また、基本的には残地買収は行っていません。ただし、今後の測量や設計などで必要となることが判明した場合は残地部分も買収をお願いする場合もあります。その際は個別でご相談させていただきます。

Q12 高齢者などで新しく賃貸契約を行うことが難しい場合は手助け等あるのか。

A12 個別事情があると思いますので、まずはご相談ください。

Q13 用地買収が残り数件で、買収に応じない土地について、強制的に取り上げるのか。

A13 ルール上は強制収用もありますが、まずは任意の交渉で土地を譲っていただけるようみなさまと協議を進め、ご理解・ご協力を得られるよう努めてまいります。

Q14 用地買収の対象でない住民にも道路ができることによる騒音や振動に対する金銭補償はないのか。

A14 基本は用地買収の方のみへ補償となります。近隣の方へは騒音等の環境基準が相当上回るなどが認められないかぎり補償はありません。

Q15 固定資産税の再評価の時期は。

A15 每年1月1日を基準に固定資産税を課税していると聞いています。詳細は税務署や市役所の税部局へお問い合わせください。

Q16 今回の事業認可区間外である次期区間（府道枚方茨木線～東西通り）はいつから用地交渉が始まるのか。

A16 今回の事業認可区間のすべての用地取得が終わってからではなく、事業が一定進んだ段階で残る区間も事業認可を取得する予定です。残区間の事業認可取得後、今回と同じように説明会を開催し、その後用地交渉に進みたいと考えています。その時期については、今回の区間の用地交渉の状況によりますので、現時点では未定です。

その他

Q1 事業や用地買収に関する相談窓口は。

A1 用地については茨木市の用地課、事業全体については大阪府の茨木土木事務所に連絡していただければ対応させていただきます。来庁いただく場合は、事前にご一報いただければご相談内容の確認等できますので、ご理解・ご協力いただけますと幸いです。